

「災害救助法」の適用地域への共済組合の支援策

このたびの災害により被災された方々に対しまして、共済組合は次の支援を行ってまいります。
 なお、ご不明な点があれば、日本郵政共済組合コールセンター（TEL:0120-97-8484 ※ 通話料無料）に遠慮なくお尋ねください。

支援策等	対象者	内 容	要件、手続方法
組合員証、被扶養者証(保険証)を提示できなくても医療機関を受診できます	被災した組合員 (任意継続組合員を含む。) または被扶養者	災害による <u>亡失により保険証が手元がない場合でも</u> 、保険診療等を受けることができます。	保険医療機関等の窓口で、次の事項をお申し出ください。 ①氏名、②生年月日、③連絡先(電話番号) ④日本郵政共済組合の組合員または被扶養者である旨 ⑤分かる場合は組合員番号(=社員番号)
電話により組合員証等の再発行を受付けます	被災した組合員 (任意継続組合員を含む。) または被扶養者	災害により亡失した保険証の再発行を希望する場合は、 <u>電話による本人確認</u> により再発行します。	今回の災害により亡失又は汚損した旨を <u>コールセンター</u> へ次の事項をお知らせください。 ①再発行を希望される方の氏名 ②住所、③生年月日、④連絡先(電話番号) ⑤組合員の所属事業所 ⑥分かる場合は組合員番号(=社員番号) ⑦再発行した保険証の送付先(自宅のほか、勤務先、避難先等の指定も可。)
被扶養者認定申請に必要な書類の提出を猶予します	被災した組合員 (任意継続組合員を含む。) または被扶養者	<u>様式「被扶養者申告書」及び「以前に加入された健康保険組合の資格喪失証明書」があれば</u> 、その他の必要書類(住民票の写し、所得証明書等)が被災により提出遅延する場合でも被扶養者の認定(=被扶養者証の発行)を行います。 ※ 提出を省略した書類は、後日書類が準備でき次第、郵送していただく必要があります。	まずは <u>コールセンター</u> へ「被災により提出が遅延する書類がある」旨を事前にお知らせください。

支援策等	対象者	内 容	要件、手続方法
特別貸付(災害)の申込みができます	組合員期間 6 か月以上の組合員	<p>組合員、その被扶養者または組合員の被扶養者以外の配偶者、子若しくは父母(配偶者の父母を含む。)の居住する住居または家財が災害により損害を受けたときには、修繕等に必要の費用の貸付を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付限度額 : 380 万円 ・ 貸付利率 : 共済組合ホームページをご確認ください。 ・ 弁済期間 : 120 か月以内 	<p>共済組合 HP の特別貸付(災害)ページをご確認ください。</p> <p>トップページ⇒人生のイベントから探す⇒災害⇒災害貸付の申込手続</p>
貸付元金の弁済猶予を受けることができます	共済貸付を受けている組合員	<p>貸付金の弁済猶予が必要となった場合、最長 12 か月間、特別貸付(災害・教育・結婚・葬祭・医療)及び一般住宅貸付の未弁済元金の弁済猶予を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 貸付金に対する利息及び団体信用生命保険料は弁済猶予の対象外です。 ※ 普通貸付の元金は弁済猶予の対象外です。 ※ 特別貸付(災害)のみ、新規貸付についても弁済猶予の対象です。 	<p>まずはコールセンターまでご連絡ください。</p> <p>※ 申請期限は被災された日から 6 か月以内です。</p>
災害見舞金の請求ができます	被災した組合員(任意継続組合員を含む。)または被扶養者	<p>組合員又はその被扶養者が水害、地震、火事、その他の非常災害により、住居及び家財に損害を受けた場合、災害見舞金を請求することができます。</p>	<p>共済組合 HP の災害見舞金ページをご確認ください。</p> <p>トップページ⇒給付・医療費から探す⇒災害見舞金</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 損害の有無に関わらず、住居と家財の写真を撮影し保存しておいてください。 ※ 被災した日の翌日から 2 年以内に請求を行わないときは、時効により給付を受ける権利が消滅します。
医療費の自己負担額の支払猶予を受けることができます	被災した組合員(任意継続組合員を含む。)または被扶養者	<p>対象の災害地域については個別に周知します</p>	